

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札に係る情報の公開（物品・役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格（単位：円）	契約金額（単位：円）	落札率	公益法人の場合			備考
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
競技用物品の購入	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 河野一郎 東京都港区北青山2-8-35	H26. 7. 3	セノ(株) 千葉県松戸市松飛台250	一般競争入札 (総合評価の実施なし)	同種の他の契約の 予定価格を類推されるおそれがある ため公表しない	5,076,000	—	—	—	—	
高周波温熱機器の購入	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 河野一郎 東京都港区北青山2-8-35	H26. 7. 8	フィジオプラス(株) 東京都練馬区豊玉上2-2-5	一般競争入札 (総合評価の実施なし)	同種の他の契約の 予定価格を類推されるおそれがある ため公表しない	540,000	—	—	—	—	
什器の賃貸借（リース）	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 河野一郎 東京都港区北青山2-8-35	H26. 7. 11	NTTファイナンス(株) 東京都港区芝浦1-2-1	一般競争入札 (総合評価の実施なし)	同種の他の契約の 予定価格を類推されるおそれがある ため公表しない	7,430,400	—	—	—	—	
次世代TSCシステムの開発に係るプロジェクト外遂行支援業務	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 河野一郎 東京都港区北青山2-8-35	H26. 7. 11	株式会社ミック 東京都江東区青梅1-1-20	一般競争入札 (総合評価の実施なし)	同種の他の契約の 予定価格を類推されるおそれがある ため公表しない	10,972,800	—	—	—	—	
PC及び外付けディスプレイのリース	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 河野一郎 東京都港区北青山2-8-35	H26. 7. 11	東京センチュリーリース(株) 東京都千代田区神田練塀町3	一般競争入札 (総合評価の実施なし)	同種の他の契約の 予定価格を類推されるおそれがある ため公表しない	4,413,830	—	—	—	—	
連続血圧・血行動態測定装置の購入	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 河野一郎 東京都港区北青山2-8-35	H26. 7. 16	ゼンロンセブン(株) 東京都港区赤坂5-4-7	一般競争入札 (総合評価の実施なし)	同種の他の契約の 予定価格を類推されるおそれがある ため公表しない	6,872,580	—	—	—	—	
スポーツ振興事業事務処理業務	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 河野一郎 東京都港区北青山2-8-35	H26. 7. 17	株式会社もしもしコトライン 東京都渋谷区代々木2-6-5	一般競争入札 (総合評価の実施なし)	同種の他の契約の 予定価格を類推されるおそれがある ため公表しない	157,238,064	—	—	—	—	
超音波骨密度計の賃貸借	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 河野一郎 東京都港区北青山2-8-35	H26. 7. 22	応用電機(株) 京都府城陽市平川中道表63-1	一般競争入札 (総合評価の実施なし)	同種の他の契約の 予定価格を類推されるおそれがある ため公表しない	1,728,000	—	—	—	—	
災害共済給付オンライン請求システムの業務アプリケーションの改修及び機器等一式	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 河野一郎 東京都港区北青山2-8-35	H26. 7. 22	NECネットワークソリューションズ(株) 東京都港区三田1-4-28	一般競争入札 (総合評価の実施なし)	同種の他の契約の 予定価格を類推されるおそれがある ため公表しない	1,249,553,736	—	—	—	—	
国立スポーツ科学センター空気熱源ヒートポンプの整備	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 河野一郎 東京都港区北青山2-8-35	H26. 7. 31	株式会社神戸製鋼所 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通2-2-4	一般競争入札 (総合評価の実施なし)	同種の他の契約の 予定価格を類推されるおそれがある ため公表しない	24,408,000	—	—	—	—	

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。